

農作物被害防止対策に関する補助金のご案内

資材価格の高騰を踏まえて、有害鳥獣や自然災害による農作物被害への対策に対して一部補助をします。

補助対象者

荒尾市内在住の農業者（家庭菜園を含む）
荒尾市内在住で過去1年間に市内での有害鳥獣捕獲許可を受けている者

補助対象経費

①有害鳥獣捕獲

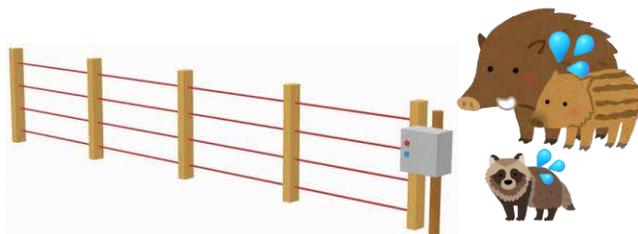
箱わな、くくりわな、捕獲通知機、電気槍等の購入費

②自然災害防護

防風ネット、寒冷紗等の購入費

③有害鳥獣防護

- ・防鳥ネット、カイト等の購入費
- ・電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵等の購入費
（農地1筆当たり1回限りとする）



【補助率】 1/2 以内
【補助金額】 上限 10 万円

※交付決定前の支出（購入）は対象外となりますのでご注意ください。

その他要件

- ◆申請者1人当たり年度1回までの申請とする。
（①～③までの組み合わせは可能）
- ◆令和5年度以降に①及び②の補助金の交付を受けた方は令和8年度は対象となりません。（③については申請可能）
- ◆①及び②について、令和8年度に採択された方は、翌年度から3年間（令和9年度～令和11年度）は申請不可となります。（③については可能）

受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年4月17日（金）まで

※受付時間：平日 9：00～16：00（12：00～13：00を除く）

〈お問い合わせ先〉

荒尾市農林水産課 TEL0968-63-1443 メール norin@city.arao.lg.jp

本事業は国の物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金/重点支援地方交付金を活用しています。

